公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百二号

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の六十四の規定に基づき、この政令を制定する。

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十九年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「八千四百五十円」を「八千五十円」に、「八千七百五十円」を「八千三百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する旅行に必要な日数でこの政令の施行の日前に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百三号

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十五条（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「八千四百五十円」を「八千七百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第四条の規定による日当の支給の基礎とされる同条に規定する旅行に必要な日数でこの政令の施行の日前に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

総務大臣　林　芳正

内閣総理大臣　高市　早苗

法規的告示

○国土交通省告示第七百七号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第五十七条第一号、第三号及び第六号並びに第百四十七条第三項の規定に基づき、ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

（ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部改正）

第一条　ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第六百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
ＯＣＲに用いる申請書の記載方法は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号。以下「規則」という。）第３条第１項、第４条の２第１項及び第３項、第７条第１項、第９条の５第１項、第９条の８第１項、第10条第１項、第37条第１項、第65条の２及び第65条の７第１項並びに第65条の６及び第65条の８において準用する第７条第１項及び第10条第１項、第66条、第70条第１項、第２項及び第３項、第73条第１項、第80条第１項、第85条第１項、第86条第１項並びに第99条に規定する別記様式ごとに、それぞれ次のとおりとする。	ＯＣＲに用いる申請書の記載方法は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号。以下「規則」という。）第３条第１項、第４条の２第１項及び第３項、第７条第１項、第９条の５第１項、第９条の８第１項、第10条第１項、第37条第１項、第65条の２及び第65条の７第１項並びに第65条の６及び第65条の８において準用する第７条第１項及び第10条第１項、第66条、第70条第１項、第２項及び第３項、第73条第１項、第80条第１項、第85条第１項、第86条第１項及び第99条に規定する別記様式ごとに、それぞれ次のとおりとする。